

2021年度（令和3年度）

福山市教育委員会会議録（第2回）

【5月26日（水）開催】

福山市教育委員会

# 福山市教育委員会会議録（第2回）

1 招集年月日 2021年（令和3年）5月26日（水）  
午後2時00分

2 場 所 大会議室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出席	1	三好雅章
出席	2	菅田章代
出席	3	金 仁洙
出席	4	神原多恵
出席	5	横藤田 晋

4 会議に出席した事務局職員

教育次長	佐藤元彦
管理部長	藤井紀子
学校教育部長	井上博貴
教育総務課長	久保正敬
施設課長	小森満生
学校再編推進室長	來山浩一郎
学校再編推進室主幹	井上誠之
中央図書館長	新延智子
学事課長	亀山貴治
学びづくり課長	本宮政尚
学校保健課長	原 明信
福山中・高等学校事務長	前田 満
文化振興課主幹	内田 実
学事課庶務担当次長	北村千鳥

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	須藤 誠
教育総務課職員	杉野 純一
教育総務課職員	中村 千咲
教育総務課職員	岡田 真奈



和8年度)までの5年間です。

(3) 今後の予定について、本年8月に計画の骨子(案)を作成し、11月に計画(素案)を作成、12月にパブリックコメントを実施し、2022年(令和4年)3月に計画の策定・公表を行う予定です。

説明は以上です。

内田文化振興  
課主幹

資料3ページをお願いします。

2 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について、御説明いたします。

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物候補建物の所有者から、新たに伝統的建造物特定に関する同意書が提出されたため、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したものです。

変更の概要ですが、保存計画 別表1 伝統的建造物一覧に、保存計画番号184番の建築物を追加しました。

さらに、保存計画の付図2 伝統的建造物の位置図に当該建物を追加しました。5ページにその位置をお示ししています。

実施日は、2021年(令和3年)4月27日です。

以上です。

小森施設課長

6ページを御覧ください。

3 学校整備についてです。

整備内容は、校舎の改修、改築、新築及び増築改修工事であり、6ページの番号1 加茂小学校から、番号7 新市中央中学校までの7件です。

内訳は、改修工事が3校、改築工事が2校、新築工事が1校、増築改修工事が1校です。

完成予定日は、資料記載のとおりです。

なお、番号2 戸手小学校、番号3 (仮称)千年小中一貫教育校、番号5 城北中学校は、昨年度、令和2年度からの継続工事です。

工事に関しては、児童生徒及び近隣住民の安全確保に十分配慮してまいります。

工事箇所を示した見取り図は、8ページから14ページにお示ししています。

以上です。

井上学校再編  
推進室主幹

4 福山市立常金丸小学校と交流館の複合化による施設整備について、御説明いたします。

(1) 趣旨であります。常金丸小学校校舎の移転改築にあたり、児童の教育環境の向上と地域振興に資するよう、小学校と交流館を複合化した施設整備を行うものでございます。

(2) 経過についてです。

ア 常金丸小学校は、校舎が耐震補強困難であるため、2022年度(令和4年度)の常金中学校と新市中央中学校との再編後、2023年度(令和5年度)末までに現在の常金中学校の位置に校舎を改築し、2024年度(令和6年度)から学校運営を開始する計画としていました。

イ 常金丸学区においては、公民館の建築年数が40年を超えていることから、福山市地域交流施設等再整備基本方針に基づき、「まちづくりの人材育成」、「コミュニティの活性化」及び「住民の交流促進」などの機能を備えた、地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、交流館の整備を行うことを検討していました。

ウ 2021年(令和3年)3月25日、常金丸学区まちづくり推進委員会から、小学校と交流館の複合化について「福山市立常金丸小学校移転改築についての要望書」の提出がありました。

(3) 複合化による効果についてです。

ア 児童と多様な世代の地域住民との交流、イ 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化、ウ 学校の教育活動を支える人材の活用、エ 福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づき、効果的・効率的な施設整備が図れるものです。

(4) 整備概要としまして、整備場所は、福山市新市町大字金丸414番地、敷地面積は、16,774平方メートル、諸室等は、記載のとおりでございます。

(5) 今後のスケジュールです。

2021年度(令和3年度)は、実施設計を行ってまいります。

2022年度(令和4年度)・2023年度(令和5年度)は、旧校舎解体工事を行い、引き続き、改築工事を実施してまいります。

2024年(令和6年)4月に供用開始を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新延中央図書館長

12ページをお願いします。

福山市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定について、御説明いたします。

(1) 趣旨です。

本計画は、2016年(平成28年)11月に策定した「福山市子ども読書活動推進計画(第二次)」の計画期間が2021年度(令和3年度)で終了することに伴い、2022年度(令和4年度)から5年間の「福山市子ども読書活動推進計画(第3次)」を策定するものです。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づいて策定するものであり、本市における子どもの読書活動推進のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であります。

策定にあたっては、国の子ども読書活動推進基本計画を参酌するほか、本市の教育振興基本計画と整合を図るとともに、関連する他の個別計画との連携を図るものとします。

(2) 計画期間は、2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)の5年間です。

(3) 今後の予定といたしましては、8月を目途に策定委員会において計画の骨子をまとめ、11月に素案の作成、12月のパブリックコメントを経て、来年3月に最終案を策定したいと考えております。

亀山学事課長

17ページを御覧ください。

6 「福山市立学校児童数及び生徒数について」、御説明いたします。

(1) 小学校です。

表は、左から、通常学級・特別支援学級の児童数・生徒数、通常学級・特別支援学級の学級数となっており、計、合計に太線を囲んでおります。

18ページ、下から2行目「総計」を御覧ください。

児童数は、通常学級22,867人、特別支援学級1,792人の合計24,659人です。

昨年度からの増減は、通常学級415人減、特別支援学級118人増、合計297人減となっております。

学級数は、通常学級830学級、特別支援学級304学級の合計1,134学級です。

昨年度からの増減は、通常学級2学級増、特別支援学級14学級増、合

計16学級増となっております。

19ページを御覧ください。

(2) 中学校です。下から2行目「総計」を御覧ください。

生徒数は、通常学級10,882人、特別支援学級479人の合計11,361人です。

昨年度からの増減は、通常学級89人増、特別支援学級66人増、合計155人増となっております。

学級数は、通常学級324学級、特別支援学級99学級の合計423学級です。

昨年度からの増減は、通常学級2学級増、特別支援学級11学級増で合計13学級増となっております。

小学校の児童数は減少、中学校の生徒数は増加しています。特別支援学級の増加のため学級数は増となっております。これは、近年、特別支援教育や発達障害への理解が広まったこと、こども発達支援センターによる早期からの支援体制が充実したことなどがあると捉えております。

20ページを御覧ください。

(3) 義務教育学校です。

児童・生徒数は表のとおりで合計214人、学級数は14学級です。

昨年度からの増減で特別支援学級が1学級増となっております。

(4) 高等学校です。

生徒数は、表のとおりで、合計582人、学級数は、各学年6学級の18学級です。

以上でございます。

本宮学びづくり課長

7 福山100NEN教育6年目の取組について説明いたします。

(1) 本年度のテーマは、「リアル&デジタル『学びが面白い!』の深化」です。

1人1台端末を最大限活用し、4本の柱に基づく取組を推進し、「学びが面白い!」という内発的動機付けに基づく「子ども主体の学び」全教室展開を実現します。

別紙、カラーの資料を御覧ください。

今年度の取組や考え方を踏まえ、改めて、この間の国・県の施策と福山100NEN教育の取組を整理し、時系列で示しています。

一番上の青い帯が「年度」です。

はじめに、「2014年度(平成26年度)」から「2019年度(平成31年度)」までのページを御覧ください。

左に、青、黄、緑、赤の四角形を示しています。

「学びが面白い」の実現に向けた「主体的・対話的で深い学び」「学びをつくる教職員研修」「多様な学びの場の提供」「元気・笑顔で学び続ける教職員」の4つの柱です。

「学びが面白い」とは、子どもたちが内発的動機付けに基づいて学んでいる姿です。

好奇心や興味・関心によってもたらされる動機で、新しいことを知ることができて嬉しい、問題を解くことが面白いから学ぶという自律的な学びです。

学習には、「叱られたくない」「褒められたい」など、周りからの働きかけによってもたらされる「外発的動機付け」によるものもあります。これらが、学習を始めたり、続けたりするきっかけになることもありますが、そこから、「学びが面白い」と実感し、自律的・意欲的に学ぶ子どもたちの育成を目指しています。

次に、「2020年度(令和2年度)」から「2021年度(令和3年

度)」までのページを御覧ください。

中心のオレンジの部分から右側が、今年度の取組です。

右にある青色のひし形、「リアル&デジタル『学びが面白い』の深化」の基となる考え方が、その下の青色の部分「デジタル・シティズンシップ」と、一番下の赤色の部分、教師の「ファシリテーション」です。

「デジタル・シティズンシップ」とは、生活の中にインターネットが当たり前にある環境で育つ子どもたちが、ICTの良き使い手となることを目指すものです。端末を文房具のように使えるようにし、興味あることを調べたり、習得度に応じて学習したりすることで、自分で計画して学習する力や自律心を育みます。

教師の「ファシリテーション」とは、「どう教えるか」ではなく「子どもたちがどう学ぶか」という視点から、一人一人の学びを最大限に引き出し、考えを広げたり、繋げたりしながら、学びをサポートすることです。

「デジタル・シティズンシップ」と「ファシリテーション」を繋ぐ中心に、認知科学における2つの常識を示しています。一つ目は、知っていることと使えることは別であること、二つ目は、分かりやすく教えれば、その内容が定着するという考えは幻想であること。

1人1台の端末が整備された今年度、改めて「子ども主体の学び」の原点に立ち返り、認知の仕組みから、端末の活用、教師の役割など、学習方法を見直し、「学びが面白い」の深化に取り組みます。

それでは、今年度の主な取組について説明します。

ページを御覧ください。

(3)「ア 主体的・対話的で深い学び」です。

各校、中学校区が主体性を発揮する研究や実践指定校の取組の共有を進めます。

AI型ドリルなどの「EdTech」は、昨年度の文科省実証事業を踏まえ、各校が選択し、活用します。

また、今年度は、文科省の「デジタル教科書」実証事業に全校が参加しています。小5から中3までの児童・生徒が、各校で選択した1教科のデジタル教科書を活用します。

「学ぶ過程」の評価については、研究員を委嘱し、児童生徒が実施する「学力の伸びを把握する調査」や、教職員を対象とした「福山100NE N教育アンケート」などを関連付けながら、システムを研究・構築していきます。

「イ 多様な学びの場の提供」についてです。

オンライン授業の研究・実施、それを活用して、校内外のフリースクールなど、学校・教室以外の学びの質の充実に取り組みます。

また、義務教育学校「想青学園」、特認校「広瀬学園」、イエナプラン教育校「常石ともに学園」、中中再編校「新市中央中学校」の開校に向け、教職員と一緒に、教育内容等の編成を進めていきます。

21ページを御覧ください。

「ウ 学びをつくる教職員研修」です。

先ほど説明した、本年度のテーマの基となる考え方に沿って、教職員のファシリテーションスキル、ICTスキルの向上に向けた研修を実施します。

「エ 元気・笑顔で学び続ける教職員」です。

「学校における新たな働き方改革取組方針」を策定し、オンラインによる学級通信等の発信、採点・成績、出席簿等のデジタル化など、校務の情報化を進めます。

以上でございます。

続きまして、資料23ページを御覧ください。

「8 緊急事態宣言期間における市立学校の対応について」です。  
対応の主なポイントについて説明します。

(1)「学校運営の基本方針」です。感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施します。

(2)「基本的な感染拡大防止対策の徹底」についてです。

発熱等の症状がある場合、児童生徒、教職員は自宅休養を徹底し、同居の家族も同様です。

児童生徒の間隔は、最低1メートルを確保します。困難な場合は、距離を出来るだけ離し、換気を十分に行います。

基本的に常時マスクを着用し、登下校時を含め、マスクを外す機会を少なくします。熱中症等が発生する可能性があるときは、これに該当しません。

給食では、配食を行う児童生徒及び教職員は、必ずマスク及び白衣・エプロンを着用します。手洗いを点検・記録し、食べる際は、スクール形式にし、会話を控えます。

教室は、常時換気します。

(3)「活動場面ごとの感染拡大防止対策」についてです。

「ア 各教科における学習活動」です。

感染症対策を講じても、なお感染リスクが高い「近距離で行う話す活動、実験、共同制作、調理実習等」といった学習活動は、行いません。

また、デジタル機器の活用については、いつ登校できなくなるか分からないことを踏まえ、活用の準備をすること、日常的に使用し使い慣れておくこと、日頃から課題の配信等を行い、学習が途切れないよう備えておくこととします。

「イ 部活動について」です。

部活動は、原則、中止とします。

ただし、学校長の認める最小の活動については、感染リスクを低減させた上で実施します。

その場合、1日の活動時間は、2時間以内とします。

他校との練習試合及び合同練習は行いません。

「ウ 学校行事について」です。

各行事の意義や必要性を確認しつつ、時期、場所、時間、方法について感染拡大防止の措置を講じるよう配慮します。

緊急事態措置等の都道府県や地域との往来は最大限、自粛します。

(4)「福山中・高等学校におけるオンライン授業の実施について」です。

5月24日から6月1日までの期間、登校による対面授業とオンライン授業を組み合わせた、分散登校を実施しています。

この間の全ての授業をオンラインでライブ配信しています。

ネットワーク環境のない生徒は登校し、学校のWi-Fiに接続しライブ配信を視聴しています。

以上です。

三好教育長

報告について、御意見、御質問はありませんか。

金委員

保存計画の変更についてですが、1件加わったわけで、今まで加わってなかったのはなぜですか。

また、今回加わったのは、どういう理由で、この地区において加わっていない家屋はどれぐらいあるか教えてください。



内田文化振興課主幹	<p>なぜ入っていなかったかという、所有者の方から同意を得られていなかったためです。今回については、この家がかなり傷んでいまして、人がずっと住んでいない状況でした。所有者の方が、この建物をどうしようかと考えられたときに、助成措置があつて、屋根を直して住めるような見通しが立ったということで、では、申請して、伝統的建造物にして、住めるようにしていこうと思われて同意書を出していただけたという経緯があります。</p> <p>また、候補物件で同意を得られていないものにつきましては、色々あります。20件程度あつたかと思ひます。そういったものにつきましては、年に1度こういった制度の周知を図りながら、同意していただけるようお願いしているところです。</p>
神原委員	<p>4の常金丸小学校と交流館の複合化についてなんですが、小学校と交流館を1つの複合化施設にするというのは、福山市内では過去に例があるんですか。</p>
井上学校再編推進室主幹	<p>現在のところは、交流館と小学校の複合化というのは過去にありません。</p> <p>公民館としては、明王台小学校と明王台公民館が同じ敷地内に渡り廊下で繋がった複合施設として立っているというのはあります。</p>
神原委員	<p>複合化の効果というか、子どもたちが地域と触れ合う機会が増えるとか、良い効果はもたらさだろろうなと思うんですが、ただ、一方で、以前から「学校関係者以外立ち入り禁止」と門のところに書いてあるところもありますよね。子どものセキュリティというか、安全面を考慮して、自由に出入りというのが難しいというのが通常だと思うんです。</p> <p>そんな中、交流館と複合化することによって、一定の手続をとれば、基本誰でも利用可ということで、大勢の人が入ってくることもあるかと思ひます。</p> <p>もちろんいい面もたくさんあるとは思ひますが、そういう安全面のところから、気になるところとか、気をつけなきゃいけない、デメリットといった部分の検討は、きっちり行ったほうがいいのかと感じました。</p>
井上学校再編推進室主幹	<p>委員が仰るように、児童の安全面という点では、地元や保護者、学校と打ち合わせをしながら作り上げているところでして、形としては、奥側に小学校を設置するというにしていますので、ハード・ソフト両面で子どもの安全には配慮してまいりたいと考えています。</p>
金委員	<p>常金丸小学校は、常金と新市中央が再編して、空いた中学校の跡地にそれを持ってくるということですよ。</p> <p>子どもの数が違うので、校舎の大きさも違うと思ひますが、それを新築でやる際に、交流館もくっつけるということですか。</p>
井上学校再編推進室主幹	<p>中学校が再編した後に、常金中学校校舎を解体し、小学校を新築します。その際に、併せて交流館もこの中に設置するという計画です。</p>
金委員	<p>この交流館をつくるというのは、いつ頃出た話なんですか。</p> <p>当初からそういう計画があつたんですか。</p>
井上学校再編推進室主幹	<p>もともと、中中再編で、常金中学校と新市中央中学校を再編しますが、課題がありまして、常金丸小学校の校舎の耐震性に課題があり、常金中学</p>

校の校舎も耐震性がありませんので、総合的に考えて、今の小学校で建て替えるのではなく、中学校の跡地に新築で建てることになりました。計画をしているところで、地元の方から、交流館も一緒にしたらどうかと話があり、検討を重ね、このたび、このような形になりましたので、報告をさせていただきます。

神原委員

緊急事態宣言期間における学校の対応と、福山100NEN教育両方に関わる話になるかなと思うんですが、少し前にも報道では、子どもの感染は、家庭内感染がほとんどで、学校での感染率はものすごく低いと言われていましたよね。

現場の先生にすごく頑張ってもらっていて、大変な状況の中でやっていただいているんだということも重々承知しています。

実際に私が聞いたところでは、例えば給食のときはしゃべって食べないとか、4月の健診のときにはマスクを外すので、お医者さんに向かって「お願いします」とか「ありがとうございます」とかは言うてはいけないとか、私たちの頃で考えると、学校の給食時間って、わいわいしゃべりながら食べるとか、挨拶はしっかりととか、そういった状況だったかと思えます。そういったところで、すごく制限されている。その甲斐あって、学校内感染がほぼ見られないという結果も出ているんだと思うんです。

一方で、100NEN教育の「みんなっていいな」「学校っていいな」というスローガンを達成しようと思ったら、どちらかを立てればどちらかがおろそかになるという状況になりかねなくて、とても大変だと思うんです。

例えば、音楽が好きとか、調理実習が好きとか、理科の実験が好きとか、大勢で騒ぐのが好きとか、そういうときにキラキラわくわくする子って本当はいっぱいいると思うんだけど、そういうのが全部制限されてしまっているわけですよね。そんな中で、学校のいいところっていうのを発揮しにくくなっている中で、それでも先生や子どもたちが、「学校っていいな」と思えるようにした方がいいと思います。

私にはなかなか思いつかないんですが、こういう状況の中で頑張っている先生や、なかなかキラキラわくわくしにくい子どもたちに、例えば、「この学校ではこういう試みをして盛り上がりました」とか、何とか現場ごとでされている工夫、うまくいった例を、教育委員会が中心になって発信するとか、辛い現状が少しでもいいようにしたいですよね。このままデジタルでカバーすればって話になっていくと、「学校って何?」「学校ってなんで行くの?」ということになりかねないので、学校の先生がすごく頑張っているからこそ、子どもたちが我慢しているからこそ、こんな中でも楽しめるような情報発信、工夫をしていただければと思いました。

本宮学びづくり課長

それぞれの学校で感染防止の取組を進めています。その中で、今までどおりのことができない、これは昨年度からなんですが、その中で、子どもたちと教員が考えながら、できない中で、できることはなんだろうか、ということと一緒に話し合ったり、考えたりする中で、さまざまな取組の工夫をしていっています。

運動会をみんなですることができなくなったとき、体育参観日、スポーツフェスティバルとして、学年ごとに行ったり、時間を設けてその時間だけ見に来ていただくなどの分散措置を行ったり、できない中でも何をやっていくのかを、地域の方々、子どもたち、教員一緒になって考えて取組を続けているところです。

情報発信というところなんですが、昨年度臨時休業中などで外に出れない中で取り組んだことを、学校元気大賞として表彰しています。

「学校って何」というところなんですけど、今のこういうときだからこそ、学校の役割、教員の役割というものをしっかり考えながら、引き続き取組を進めていきたいと思います。

横藤田委員

100NEN教育の中で、2021年度のところをずっと見ますと、今年、新しい仕組みの学校が4校実現します。

以前私たちが、昨年イェナプランの取組を実施している常石小学校を視察しに行かせていただいたわけですが、非常に実態がよくわかったし、先生方からお話を聞かせていただくことで、教育の本質というものが見えたように思います。そういうことから、校名を選ぶのにも非常に発展していったと思います。

私が委員になる前に行かれていたらいいんですが、そういう、現場を我々委員が見るとするのは非常に大事なことだと思いました。この中でも、例えば城東中学校の経産省との実証事業ということで、こういったところをまた一度、このコロナの状況が収まったらですが、そういう機会を作っていただければありがたいと思います。

本宮学びづくり課長

また学校との連携等や内容を調整して検討したいと思います。

横藤田委員

あくまで現場に影響の出ない範囲でお願いできたらと思います。

菅田委員

先ほどの神原委員のお話を聞いていて思ったところなんですけど、今回のシートを見ていくと、どういうことに力を入れていくか、ICTとか、デジタル・シティズンシップというところに力を入れて書かれていて、今年からの考え方というのは、すごくよくわかるんです。ただ、今まで、道徳教育とかそういう心の教育の部分について、かなり見えてきた部分があると思うんですが、フリースクールとか、そういうところに通う子たちだけでなく、普段の子どもたちの生活の中で、心の教育でどういったことをやっているか、どういったことを心掛けて取り組んでいるのかというのを、しっかり記述していただきたいです。あまり「デジタル化」というのばかりを前に出しすぎると、不安になる部分もあると思います。そういったところも分かるようにしていただければと思います。

三好教育長

少し聞き取りづらかったので、おそらくこういうことだと思うんですが、デジタル・シティズンシップという考え方は分かるが、普段のいろんな教育活動、全ての教育活動においてということと、全部デジタルに振られてしまうという危険、そういうメッセージが強すぎるのではとのことです。

そういうつもりでここに表現しているわけではないんですが、デジタル・シティズンシップの考え方はわかるけど、やはり、普段の教育活動、デジタルでない部分も大事にしてほしいというか、資料の表現の仕方という部分で、工夫する必要もあるのかなと思います。そのあたりで、デジタル・シティズンシップと掲げているけど、それが全てだと考えているわけではないと、それについて、端末を使うということ、これまでやってきた教育活動との関係や考え方について説明してもらえますか。

本宮学びづくり課長

資料でデジタルの方が前面に出ているのではないかという御意見ですが、今年度のテーマは、「リアル&デジタル『学びが面白い!』の深化」としているように、「リアル&デジタル」としています。これまで取り組んできた、主体的対話的に、子どもたちが話し合ったり、対話を通して体

験的に学ぶという「リアル」を大切にしながら、その中で1人1台端末「デジタル」を最大限活用しながら、これまでの「リアル」も大事にしていくというメッセージが入っています。

端末を使うということは、それが本当に子どもたちの「学びが面白い！」につながっているかどうかということが大切であると考えています。時には、端末を使わず、ページをめくったり、自分で辞書を引いたりといったこともあると思います。

ですから、端末を使うイコール「学びが面白い！」ではなく、端末はあくまで一つのツールとして使用し、その中で「学びが面白い！」に向かっているかどうか。つまり、認知の仕組み、子どもたちが「分かる」というところに向かっているかどうかということが大切であり、端末を使えば全てうまくいくとか、それによって全部が賄えるとか、そういった意味での「デジタル」ではありません。子どもたちが「学びが面白い！」に向かっているかどうかを見ながら、端末も活用していきたいと思っています。

菅田委員

その「リアル」の部分に向かっていくという部分を、もう少しこのシートに入れていただけたらと思いました。

金委員

学校でのオンライン授業は、うまくいっているんですか。

本宮学びづくり課長

オンラインによる授業は、まだ学校では行っていません。  
ただ、研修等は、このような形で共有をして、離れた場所でも講義をするなどの取組は進めているところです。  
その際には、トラブルで聞こえないということもありますが、すぐに対処して、聞こえる状況にしたり、研修が終わった後、研修が進まないということがないように進めています。  
使う機器によって人数制限などがありますので、そこは研修を繰り返すたびに、うまくいくよう試行錯誤しているところです。

井上学校教育部長

先日、学校の方に、今のこのICTの活用について、スキル面での聞き取りを行う中で、学校から情報発信したり、通信したりということは、かなり実施できている状況でした。一方で、今のこの会議のような、双方向にわたるものについては、できている学校は少ないという状況です。改めて教育委員会から、相談等を受けながら、必要に応じて学校訪問をして、支援していきたいと考えています。

三好教育長

他に、いかがでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

それでは、次に、日程第3 議第8号 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画についてを議題とします。説明をお願いします。

内田文化振興課主幹

25ページをお願いします。  
議第8号 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画策定について、でございます。  
本計画は、1に掲げておりますように、江戸時代から昭和30年代の建築物が多数存在し、間口が狭く奥行きが長い箇所が多く、狭隘な道路に建築物が密集していることなどから、人命尊重を第一としつつ、火災や地震などへのハード・ソフト両面から防災対策を講じるため策定を行うものです。ここは、前回も御説明申し上げたところですが、

その後、3月18日に防災計画策定委員会議等で協議し、内容・表現等整理しました。

2 計画期間ですが、本計画では、具体的取組を短期、中期、長期に分けて実施することとしている。今後、防災を取り巻く制度や環境の変化及び上位計画の改定等に併せて、必要に応じ見直しを行うとしています。

別冊資料をお願いします。

140ページを超えるため、新旧対照表を使いながら、前回説明から変更した箇所を中心に御説明申し上げます。

表紙を1ページめくっていただき、目次を御覧ください。

5-2防災に関する具体的取組(3)重点的取組について、項目ごとに整理しております。

具体的取組につきましては、本文でまた説明いたします。

41ページをお開きください。

年代別の建築物の分布状況を示しております。

主要地方道鞆松永線を中心に、江戸時代から昭和30年代の建物が多数存在していることが確認できます。特に西町、江之浦町には、江戸時代の建築物が多く残っております。

江戸から明治、明治から大正と両時代にまたがる時期の建物もあり、詳細な調査では数字は変動しますが、江戸時代、明治時代、大正・昭和30年頃までという3段階では、ほぼ同数になっています。

鞆の伝建地区では、相対的に古い建物が多く残っているという言い方ができるかと思えます。

次に、5 防災計画についてでございます。

86, 87ページを御覧ください。

こちらでは、これまでの課題、基本的な考え方を踏まえ、災害ごとに具体的な取組を纏め、取組の主体を整理しております。

新旧対照表6ページを御覧いただければわかりやすいです。

防災まちづくりの基本方針について、枠内を項目だけにして簡略化しています。また、7ページでは、基本方針の取組主体の表で、右側の以前の表では、一部空欄がありましたが、保存計画策定委員会で地元代表から、空白の欄は関係がないように思われるので、欄を埋めた方がよいとの指摘があり、左図のように、空欄を埋めています。

計画案の96ページ、97ページを御覧ください。

ここでは、重点的取組を一覧表で整理し、98ページから124ページまで、ページ上部に帯を付け、どこまでが一つの重点的取組かわかるようにして詳細を整理しています。

116ページをお願いします。

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上で、耐震性能向上の対策を説明しています。伝統的建造物の改修で可能な対策として、屋根の葺き土を取って屋根重量を軽くする、壁や部材を健全化する、簡易な補強といった対策により、建物の耐震性能を高める必要があるとしています。

125ページからは、事業の実施時期を短期・中期・長期に分けて設定しております。

12月23日の教育委員会会議で、防災計画について説明しました際に、いくつか御質問・御意見をいただいています。

それについて回答させていただきます。

まず、火災時等の初期消火において、海からの消火について書かれていない。海上からの消火は、考えていないのかという御質問ですが、これは、一つには、消火器などの初期消火、それから、消火栓を使って、あるいは、貯水槽の水を使っての消防の消火ということになります。

そういった水を使い果たした場合は、最後の手段として、海からの水で

消火というの也被えられます。

それから、陸路が遮断された場合、海からの傷病者の搬送や避難について、93ページに記載しています。

また、アンケートの回収率について御質問がありました。

防災計画の中でのアンケート、全体の33パーセント強の回収率があったと申し上げました。この回収率をどう考えるかと御質問いただきました。近年、市として実施しているアンケートで、福山市スポーツ推進計画のアンケートを2017年に実施していますが、これが33パーセント、2019年に実施した福山市景観計画では、37パーセントとなっています。

中には、ネウボラ事業計画のように、50パーセントといったものもあります。

今回の防災計画におけるアンケートについては、保存地区の居住者・事業者、それから保存地区内に建物を所有して地区外に居住している方、対象をこの両者に絞ると、39パーセント、ほぼ40パーセントに達するかという数値になります。ですから、他の市で実施しているアンケートと比較して、著しく低い数字ではないと判断しています。

それから、地元での周知の際について、これだけのボリュームの計画だとなかなか難しいのではないかと御意見をいただきました。

そこで、まだ資料としてお配りするところまでは至っていないんですが、A4の8ページにこの防災計画の内容をかいつまんだ概要版を作成しています。これを伝建地区の方へは配っていきたいと考えています。

また、古い建物は漏電が起きるということで、感振ブレーカーについての御質問がありました。これについては、101ページのところへ、感振ブレーカーの周知・設置について記載しています。

予算の伴うところですので、今後も助成措置の検討を行う予定です。

計画の概略についての説明は以上となります。

議案の25ページにお戻りください。

今後の取組につきましては、先ほども触れましたが、概要版を作成し、地域と協力しながら住民への周知を図ることとしております。

説明は以上となります。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

横藤田委員

12月に私が申したことも考慮いただいてありがとうございます。

その中で改めてお願いしたいのですが、今回の新旧対照表の中で、1～12まで、火が出た後のことですね。私は、火が出た後ではもう遅いと思うんですね。以前も申しましたとおり、こういう古い建屋の発火原因、出火原因というのは、非常に電気系統に関係があると聞いていて、それを前回お尋ねしたところなんです。ですので、火が出た後どうするかではなく、火が出ないようにするほうが第一であって、そちらの方にもっと重点を置いた方がいいのではないかと思います。

その一つが漏電とか、他のこともあるでしょうけど、配線なんか非常に古いと思うので、配線そのものを事業者が点検する費用を助成してあげるとか、電気系統全体を検査することを勧めてあげた方がいいと思います。今では検査に通らないような、非常に古い配線方法をとっていたりすることもありますので、まずは火が出ないように、出てからじゃ遅いので、すぐ燃えてしまいますから、そういったところに重点を置かれた方がいいと思います。

内田文化振興

古い配線について、ただいま年に10件程度修理事業を実施していま

課主幹	<p>す。この中では、そういったことも含めて、修理事業の中に、盛り込んでいきながら、見ていきたいと思えます。</p>
金委員	<p>防災計画の根本的なところで、家屋の現状の状態はどのように劣化しているのか、一つの家屋について調査するというのは、どのようなスパンでされているのですか。年に1回とか、2回とか、どのように把握されているのでしょうか。</p> <p>また、この防災計画は、何を一番想定していますか、地震なのか、火事なのか、一番重きを置いているのはどれでしょうか。</p>
内田文化振興課主幹	<p>現状把握についてですが、伝建地区の建造物は約260棟あります。</p> <p>特定するときに調査はしていますが、外観がほとんどで、外観で時代を特定して、報告書をまとめています。実際には、家の中に入って配線や屋根裏を見たりということは、今もお住まいということもあってできていません。そこらが必要になってくるのは、修理事業といったところで詳細な調査が必要になってきます。ただ、これも職員が中に入って見るのではなくて、業者が図面を作った中で指摘するようなことがあれば計画に入れていきますが、構造の補強とか、そういったところに関わってきますので、何年かに1回家を訪ねて劣化の状況を見るといったことはしていません。</p> <p>計画策定時、認定のときに、調査を行っている状況です。</p> <p>それから、何に重きを置いているかということについてですが、伝建地区もかなり海拔0地点がありますので、地点によっては大雨とかも考えないといけないんですが、この伝建地区の特性というのが、やはり古い木造の建物が密集しているというのが特徴となっています。これが、防災上リスクにもなります。やはり火災と地震というところに重きを置いています。</p> <p>浸水対策等については、現在県が取り組んでいますので、そういったことで解決していくのではないかと思います。</p> <p>この計画でも、火災と地震というところで考えて計画を作っています。</p>
金委員	<p>建造物を保存していかななくてはならない中で、中にまでは入らず、検査もしていないということですが、入らないとわかりませんよね。検査もせず、外観だけ見て健康か健康でないかなんてわかりません。</p> <p>ですから、きっちりとした現状把握に基づいた計画をしっかりと定めていく必要があるのではないかと思います。</p>
内田文化振興課主幹	<p>伝建の計画を進めていく上で、「まちなみ保存会」という地域主体の保存会がありまして、計画を進めていくときにここと相談、協議を行いながら進めています。伝建審議会という、学術者主体の会に、どこを修理するかなどをお諮りしている部分もあるんですが、「ここが空き家になっている」とか「ここが傷んでいる」という情報は保存会、地域の方からお話をいただいて把握に努めています。</p>
横藤田委員	<p>この地域の全体戸数に対する空き家戸数というのは、だいたい何パーセントぐらいなんですか。</p>
内田文化振興課主幹	<p>空き家というのが、実はわかりにくい状況で、地域の人でも、この家が空き家かどうかというのは、「最近人を見かけない」という程度のもので、実は空き家の詳細な把握というのができていません。所有者は近くにいて使っていないといったこともありますので、単純に所有者が離れてしまったという例もあります。これもまたまちなみ保存会から情報を得</p>

	ながら、把握に努めていきたいと思ひます。
横藤田委員	なるべく人が住んでいた方が、保存にも防災にもつながるかなと思ひましたのでお尋ねしました。
三好教育長	他に、いかがですか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第8号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第8号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第4 議第9号 2022年度(令和4年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針についてを議題とします。 説明をお願いします。
本宮学びづくり課長	26ページをお開きください。 議第9号 2022年度(令和4年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針についてです。 27ページを御覧ください。 1 採択方針です。 2行目の後半 教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択します。 また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択します。 2 採択する教科用図書についてです。 (1) 小学校用教科用図書は、全ての教科用図書について、2021年度(令和3年度)と同一の教科用図書を使用します。 (2) 中学校用教科用図書は、原則、2021年度(令和3年度)と同一の教科用図書を使用します。 社会(歴史的分野)については、2019年度(令和元年度)に不合格とされた発行者が、教科用図書検定規則に基づき、翌年度に再申請を行い検定審査に合格したことにより、新たに発行されることになった教科用図書があるため、採択します。 新たに発行されることになった教科用図書は、「自由社」1者のみのため、採択は、本年度本市が使用している「山川出版社」と「自由社」の2者で行うよう、考えております。 また、採択に係る教科用図書選定委員会と調査員は、人数、回数を減らして開催するよう、考えております。 (3) 小中学校等の特別支援学級で使用する教科用図書 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を毎年度、採択します。 4 採択の観点についてです。 採択に当たっては、次に示した(1)、(2)の観点に基づき、広島県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行い、最も適切なものを採択します。



(1) 中学校用教科用図書については、ア 基礎・基本の定着，イ 主体的に学習に取り組む工夫，ウ 内容の構成・配列・分量，エ 内容の表現・表記，オ 言語活動の充実を観点とします。

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、ア 内容の特徴・程度，イ 内容の構成・配列・分量，ウ 内容の表現・表記，エ 印刷・製本の状態を観点とします。

5 採択手順についてです。

29ページ，資料1を御覧ください。

中学校等で使用する教科用図書の採択手順です。

続いて，30ページ，資料2を御覧ください。

特別支援学級で使用する教科用図書の採択手順です。

以上です。

三好教育長 御意見，御質問はありませんか。

全教育委員 (なし)

三好教育長 ないようですので，お諮りします。  
議第9号は，原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員 (異議なし)

三好教育長 御異議ないようですので，議第9号は原案どおり可決しました。  
それでは，次に，日程第5 議第10号 2022年度(令和4年度)に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針についてを議題とします。  
説明をお願いします。

本宮学びづくり課長 34ページを御覧ください。  
議第10号 2022年度(令和4年度)に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針についてです。

35ページを御覧ください。

1 採択方針です。

2行目の後半 教育基本法，学校教育法，学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り，福山中学校及び福山高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択します。

2 採択する教科用図書についてです。

(1) 福山中学校用教科用図書

原則，昨年度採択した教科用図書を引き続き使用します。

社会(歴史的分野)については，福山市立中学校及び義務教育学校と同様に，採択します。

(2) 福山高等学校用教科用図書

全ての教科用図書について，毎年度，採択します。

4 採択の観点についてです。

採択に当たっては，文部科学省の示す一般的指導事項及び福山中高等学校の教育課程に照らして検討し，最も適切なものを採択します。

なお，福山中学校用教科用図書の採択に当たっては，先ほどの福山市立中学校と同様に(1)～(5)の観点に基づいて調査研究を行います。

5 採択手順についてです。

37ページの資料を御覧ください。

福山市立中学校及び義務教育学校と同様に，手順や教科書選定会議，調

	<p>査員の事務内容を記載しております。 以上です。</p>
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>ないようですので、お諮りします。 議第10号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	<p>御異議ないようですので、議第10号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第6 議第11号 2022年度(令和4年度)福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校の入学選抜の基本方針及び選抜日程についてを議題とします。 説明をお願いします。</p>
前田福山中・高事務長	<p>40ページを御覧ください。 議第11号 2022年度(令和4年度)福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校の入学選抜の基本方針及び選抜日程について、説明いたします。 41ページを御覧ください。 1 福山中学校についてです。 選抜の方法、合格者の決定につきましては、適性検査の検査1、検査2、志望理由書、調査書により総合的に判断します。 (4) 日程を御覧ください。 適性検査は、昨年度と同じ時期の1月22日、土曜日であります。 続いて2 福山高等学校です。 42ページを御覧ください。 選抜の方法、合格者の決定につきましては、自校作成問題による学力検査の国語・数学・英語、志望理由書、調査書により総合的に判断します。 (5) 日程を御覧ください。 学力検査は、広島県公立高等学校選抜(I)と同一日の2月3日、木曜日であります。 説明については以上です。よろしく願いいたします。</p>
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>ないようですので、お諮りします。 議第11号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	<p>御異議ないようですので、議第11号は原案どおり可決しました。 それでは、これより秘密会とします。 傍聴人は退席してください。</p>
	(傍聴人 退席)

(秘密会部分 削除)

三好教育長

予定しておりました議案は全て審議いたしましたが、他に何か、ありませんでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後 6 時 1 0 分】